

春野平和保育園乳児用トイレ改修機械設備工事

図面目次

図面番号	図面名称	縮尺
M－01	特記仕様書（1）	NOSCALE
M－02	特記仕様書（2）	NOSCALE
M－03	工事概要・付近見取図・配置図	NOSCALE
M－04	給排水衛生設備 便所3平面詳細図（改修前）	1/30
M－05	給排水衛生設備 便所3平面詳細図（改修後）	1/30
M－06	給排水衛生設備 便所2平面詳細図（改修前・後）	1/60
M－07	換気設備 便所3平面詳細図（改修前・後）	1/30
A－08	配置図兼仮設計画図	1/2000・1/400・1/200

I工事概要
1工事場所
高知市春野町平和399番地

建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計画法に基づく	備考
			延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域	
春野平和保育園	RＣ造	1	705.35㎡	保育園			

3工事種目

便所3

便所2

1換気設備一式

4排水設備一式

7発生材処理一式

1衛生器具設備一式

4給湯設備一式

2衛生器具設備一式

5給湯設備一式

2給水設備一式

3給水設備一式

6撤去工事一式

3排水設備一式

4関連工事等
○建築工事 ○電気設備工事 ・衛生設備工事 ・空調設備工事 ・植栽工事 ・外構工事 ・解体工事
●完成工期（ ）日前 （令和年 月日）
6部分使用（工事請負契約書第3４条第１項）

II設備工事仕様
1特記仕様
1)項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
2)特記事項は、〇印の付いたものを適用する。〇印が付かない場合は、※印の付いたものを適用する。〇印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
3)特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築物標準仕様の」当該項目、当該図又は当該表を示す。
4)特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書の」当該項目、当該図又は当該表を示す。
5)特記事項に記載のく)内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書の」当該項目、当該図又は当該表を示す。
2適用基準等
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。
※公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年版 ※公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和７年版
※公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年版 ※公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和７年版
※公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和７年版 ※公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和７年版
※建築物解体工事共通仕様書 令和４年版
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要綱」による。
3「週休２日制工事」の実施について
※対象：・選択Ⅰ型 ●選択Ⅱ型
本工事とは、工事着手日から工事完了までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日とする
「週休２日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制工事」実施要領
(営繕工務課)による。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外(理由：
4「猛暑による作業不能日数」の実施について
※対象・見込んでいない(理由：※過去のWGDT値に基づき算定した日数が０日のため
・見込んでいる(作業不能日数：※現場説明書による
・対象外(理由：
5「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について
※適用する(現場説明書による) ・適用しない

項目

特記事項

一般共通事項

①官公署その他への手続き
工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関へ必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3]
・給水装置新設分損金

②工事実績情報サービス(CORINS)への登録
(諸費金額５００万円以上)(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]

③書類の書き等
工事の着手にあたり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。
施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]

④総合工程表
原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]

⑤総合図
工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]

⑥施工图等の取扱い
施工图等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。
施工图等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]

⑦工事日報
週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日報を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4]
また、半月ごとに来来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。
電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。

⑧工事写真
工事写真はＡ版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版含紙)(1.2.4) [1.2.4]
撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和５年版)」同解説「工事写真の撮り方 建築編」による。
デジタル工事写真の小黒板情報電卓化を実施をする場合は、監督職員の承諾を受けるとする。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電卓化について」による。

⑨下請負者の報告
各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定期告書」にて監督職員に報告する。

10電気保安技術者
適用する(1.3.2) [1.3.2]

⑪施工条件
施工日及び施工時間 ※(1.3.3)、[1.3.3](1)による。
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲い 図示
その他の施工条件
・M-03、M-06に示す

⑫工事の保険
工事請負契約後、速やかに工事事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。
保険期間は、工事着工の日から完成期限より２４日後以降までの期間とする。

⑬契約保証
※金銭的保証方式

⑭前払金支出割合区分改正
・有 ●無

15交通誘導警備員
交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できたと監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

項目

特記事項

配置人員の資格
・1人以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※交通誘導係に關し、1人以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資格要件	配置人数
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施設験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたものの警備業法における指定講習を受講したもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と同様の資料を提出するものとする。

労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]

産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工程についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車商への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真を撮影し、随時監督職員に報告する。
廃棄物の処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその二重票の写しを提出しなければならない。
ただし、産業廃棄物処理法を遵守した上で、工区内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのＢ2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにＢ票の写しを提出しなければならない。
なお、産業廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引き渡しを要するもの()
・現場再利用を図るもの()
※再資源化を図るもの(※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)()
※有機物処理を図るもの(※金属)()
有機物処理の完了を証明できる書類を提出する。
・特別管理産業廃棄物の処理方法(・PCB使用機器)()
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
・フロン類の回収・破壊を図るもの(・業務用エアコンディショナー ・冷蔵庫冷凍機器)()
フロム排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。
・特殊な建設副産物(・六ふっ化硫黄ガス ・イオン化式煙感知器)()
開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。
イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。
<せつこうボードの処理方法>
ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理
※管理型最終処分場で埋立処分 ・製造業者に処分を委託
石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理
・管理型最終処分場で埋立処分 ・再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]

再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(諸費金額100万円以上)

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。
a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jacic.or.jp/)より、利用申請を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。

事前調査範囲 ※改修範囲 ・ <6.1.3>
貸与資料 ※有 ・既存的设计図書 ・衛生器具の排水管グセツトに石綿含有 >()
分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協働する。 <6.1.3>
・行方 (調査材料使用部位 調査材料名 検体数) >()
分析方法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協働する。

※別契約の受注者にて実施
濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日程等の調整を図り、協力すること。
・本工事にて実施
化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける通報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。
測定方法 ※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン
※エチルベンゼン ※ステレン ※パラジクロロベンゼン
()箇所 測定時期 ※完成前 ・着手前
測定対象室 () (1.5.8) [1.6.9]

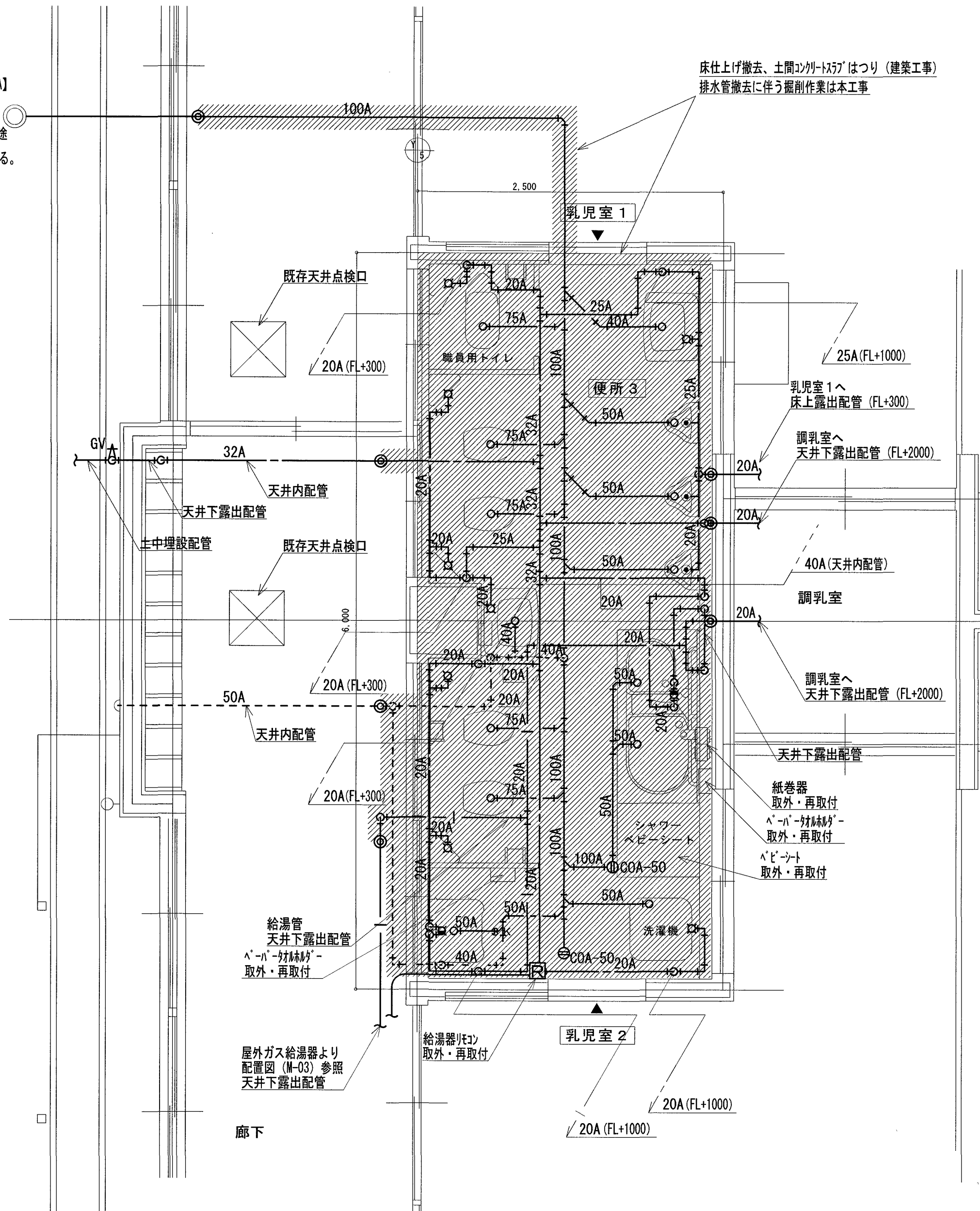
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]

本工程に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質能評価事業設備

改修前

＜撤去特記事項＞

- 1)  機器及び配管・器具は撤去処分する。
- 2)  配管切断箇所を示す。
- 3) 既設配管
 - ・給水：水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管【HIVP】
 - ・給湯：水道用耐熱性硬質塩化ビニル管【SGP-HVA】鋼管【SGP-HVA】
 - ・排水：硬質塩化ビニル管【VP】（露出部はVP）
- 4) 便所内及び乳児室1排水管の土間コンクリートはつりは別途建築工事とする。排水管撤去に伴う掘削作業は本工事とする。



衛生機器表（撤去）

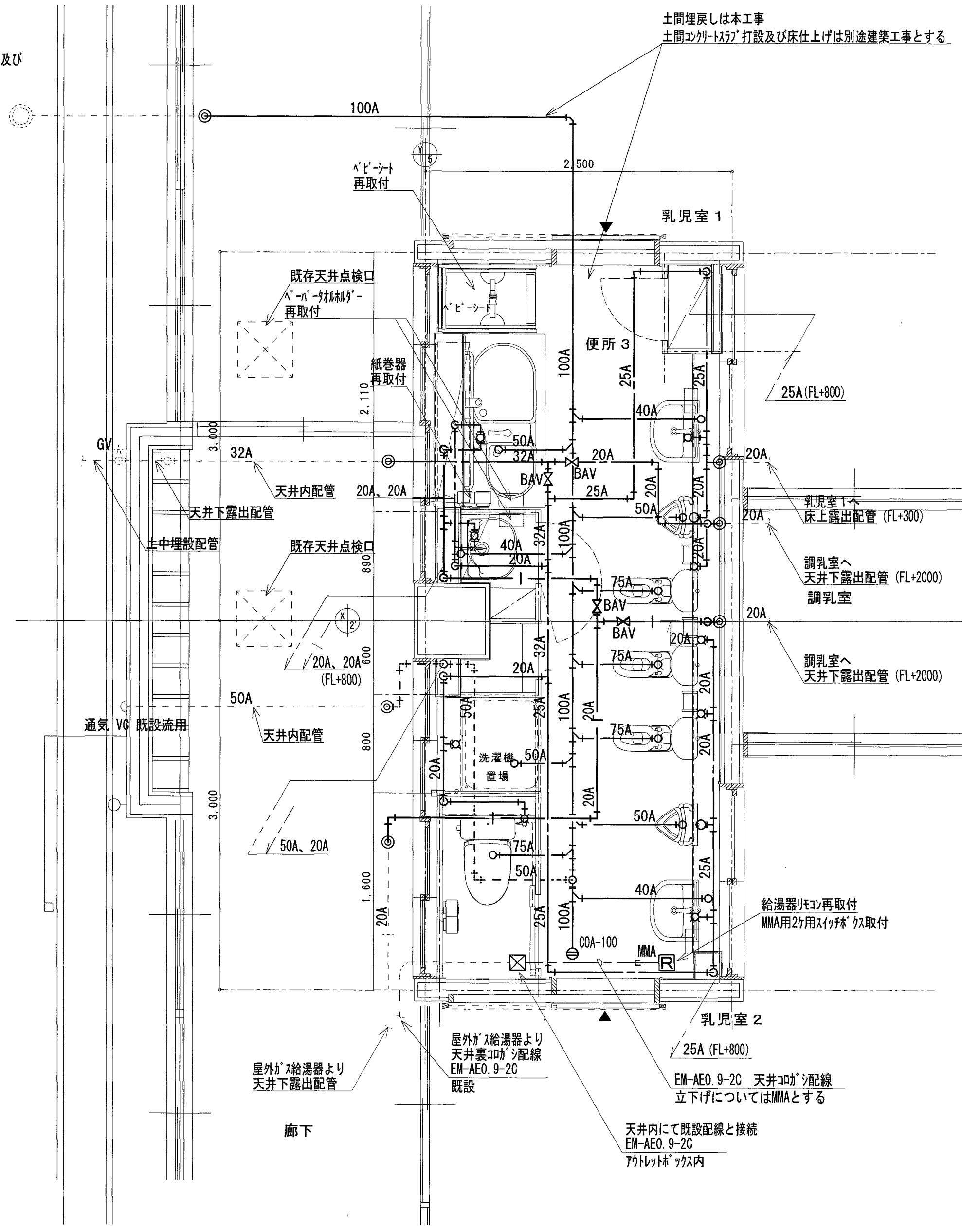
器具名称	品番	摘要	便所 3	合 計
和風大便器	-	ﾀﾝｸ式	1	1
幼児用大便器	-	ﾀﾝｸ式	4	4
紙巻器	-		3	3
幼児用小便器	-	床置	3	3
壁掛洗面器	L5D		2	2
洗濯機ﾊﾞﾝ	-	640×800	1	1
洗濯機用水栓	-		1	1
ﾊﾞｰﾊﾟｰｽｸﾘｰﾝ	-		1	1
床上掃除口	COA-50		2	2

衛生機器表（取外）

器具名称	品番	摘要	便所 3	合 計
幼児用バス	PFS1400CMN		1	1
紙巻器	-	2連（幼児用バス用）	1	1
ペーパーホルダー	-	（幼児用バス用）（SK用）	2	2
ペーパーシート	-		1	1

改修後

- <改修特記事項>
- 1) 実線の機器及び配管・器具は新設する。
 - 2) - ◎ - 既設配管接続箇所を示す。
 - 3) 調乳室への給水・給湯配管は先行して接続する。
 - 4) 土間埋戻しは本工事とする。土間コンクリート打設及び床仕上げは別途建築工事とする。



衛生器具表（新設）				
器具名称	参考品番	摘要	便所 3	合 計
洋風便器	TOTO : CS597BGS, SH596BAYR, TCF119, YH702 LIXIL : BC-Z30P, DT-Z350CH, CF-21ALJ, CF-11P, CF-63HST	タンク式、暖房便座、紙巻器(2連)	1	1
幼児用大便器	TOTO : CS310B, S300BK, T82C38, TCF41R, HP430-7, TS310SGR, YH51R LIXIL : C-P141SM, DT-520XEGH32, CF-7DCK, CF121L-32, CF-103BB	タンク式、暖房便座、紙巻器	3	3
幼児用小便器	TOTO : U310GY, T601P, T64CP, T9R LIXIL : U-401R, UF-3J, UF-13AWP (VU), UF-114E, H-54, KF-AA910CE40		2	2
幼児用バス	TOTO : PFS1400CBR LIXIL : KB-1412D-K1/FW1, CB-1412A/LP2, KF-AA910CE40/Y92, KF-D16		1	1
壁掛洗面器	TOTO : L210C, T205QFRC, TLDP2105JA, TL4CFU, TL250D LIXIL : L132AG, LF-1Z-U, LF-3V, LF-4PAL, SF-10E, LF-6L	立水栓 (レバー式)、壁給水、壁排水	2	2
マルチング	TOTO : SK500, TBV03421J, TL220D, T6PMR LIXIL : S-17, BF-KA345T, SF-25PA, SF-10E, KF-30DN	壁付混合水栓	1	1
洗濯機バス	TOTO : PWP740N2W, PJ2009NW LIXIL : PF-7464AC, TP-51	640 × 720	1	1
洗濯機用水栓	TOTO : TW11R LIXIL : LF-WJ50KQA		1	1
レバー式トイレ	TOTO : YKT100R LIXIL : KF-15U		2	2
床上掃除口	COA-100		1	1

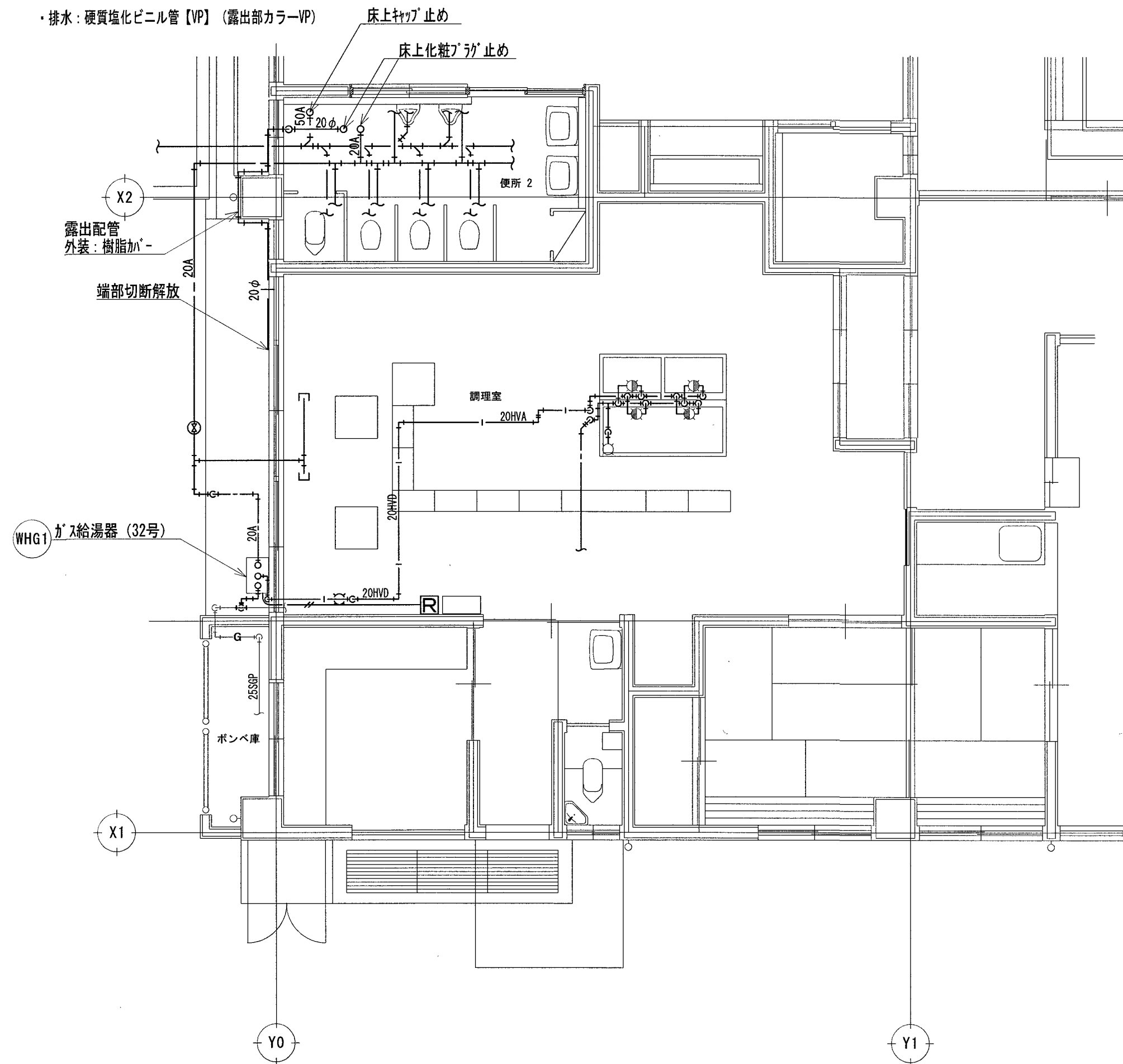
衛生機器表（移設再取付）				
器具名称	参考品番	摘要	便所 3	合 計
レバーシート	-		1	1
紙巻器		2連 (幼児用バス用)	1	1
レバー式トイレ		(幼児用バス用) (マルチング用)	2	2

改修前

＜改修前特記事項＞

1) 既設配管

- ・給水：水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管【HIVP】
- ・給湯：架橋ポリエチレン管
- ・排水：硬質塩化ビニル管【VP】（露出部カラーVP）



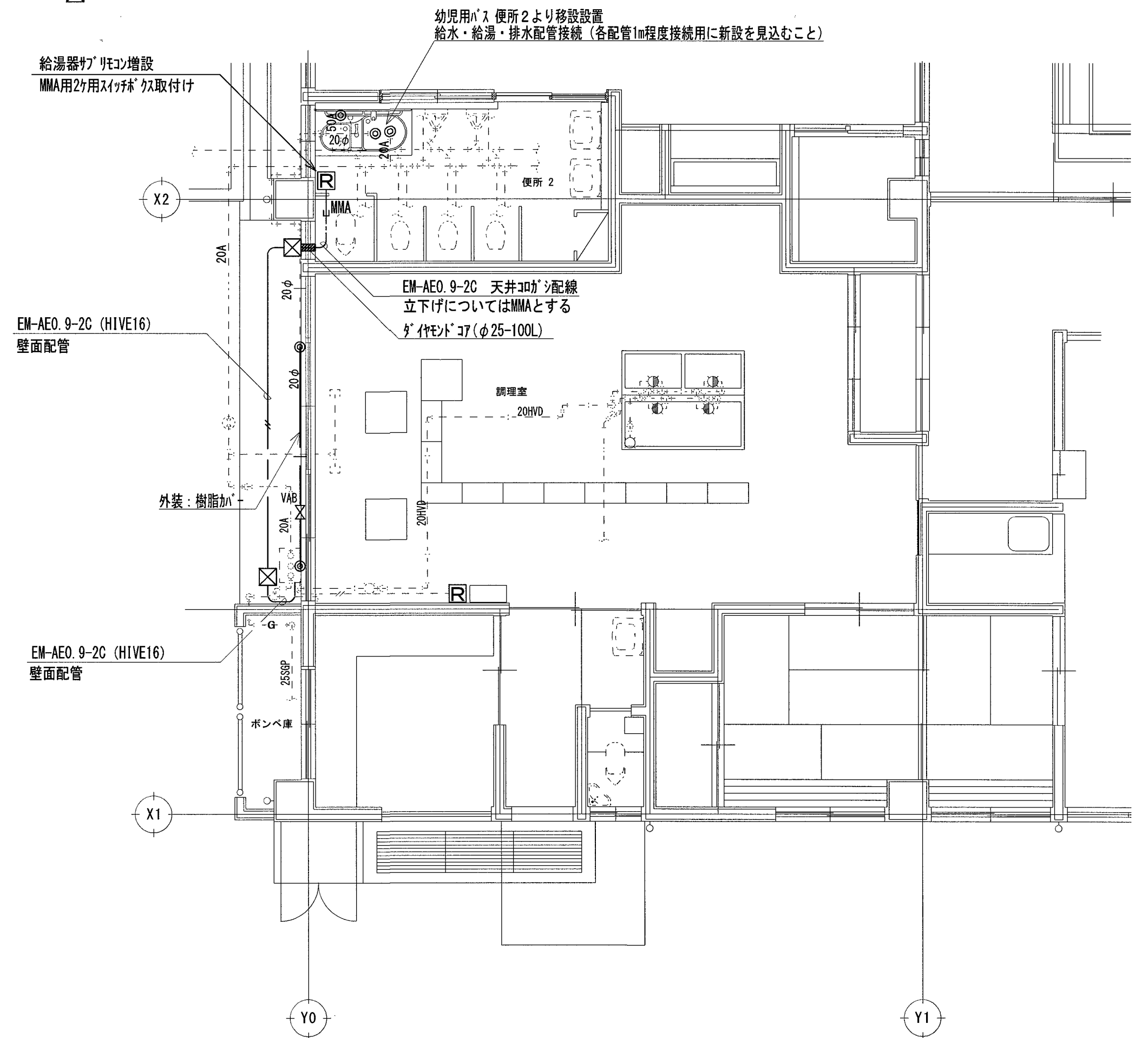
既設給湯器

記号	器具名称	品番
WHG1	ガス給湯器	型番：GS-3200GW (ナニタ株式会社) ガス種：プロパンガス インジケコン：MC-500

改修後

＜改修後特記事項＞

- 1) 実線の機器及び配管・器具は新設する。
- 2)  既設配管接続箇所を示す。
- 3)  樹脂製パイプ 100×100(防水)を示す。



衛生機器表（移設再取付）

器具名称	品番	摘要	合計
幼児用ﾊﾞｽ	PFS1400CHN	便所3から移設	1

便所 2 施工条件

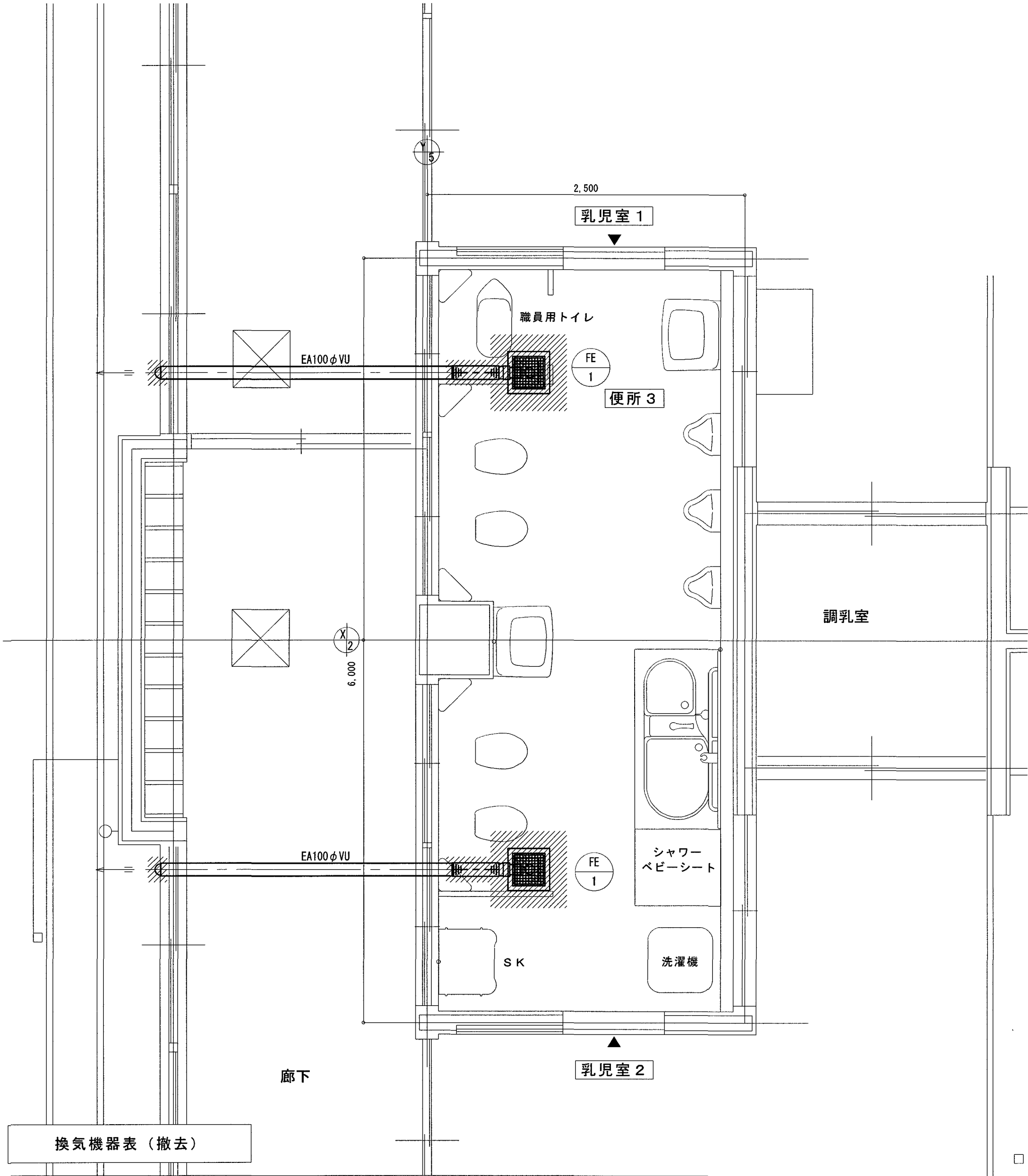
※幼児用バス移設作業については下記時間帯は作業不可とするが、詳細については園・所管課及び監督職員と協議すること。
月曜日～土曜日の8:00～17:30

※給湯配管分岐作業については下記時間帯は作業不可とする。
月曜日～土曜日の8:00～16:00

訂正	月・日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1381号 一級建築士大臣登録 第135992号 竹崎 耕作 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称		図面番号	
									2026.10		春野平と保育園乳児用トイレ改修機械設備工事			
										設計	検図	図面名称	縮尺	M-06
										野嶋 宣公	濱口 隼人	給排水衛生設備 便所2平面詳細図(改修前・後)	1/60	

改修前

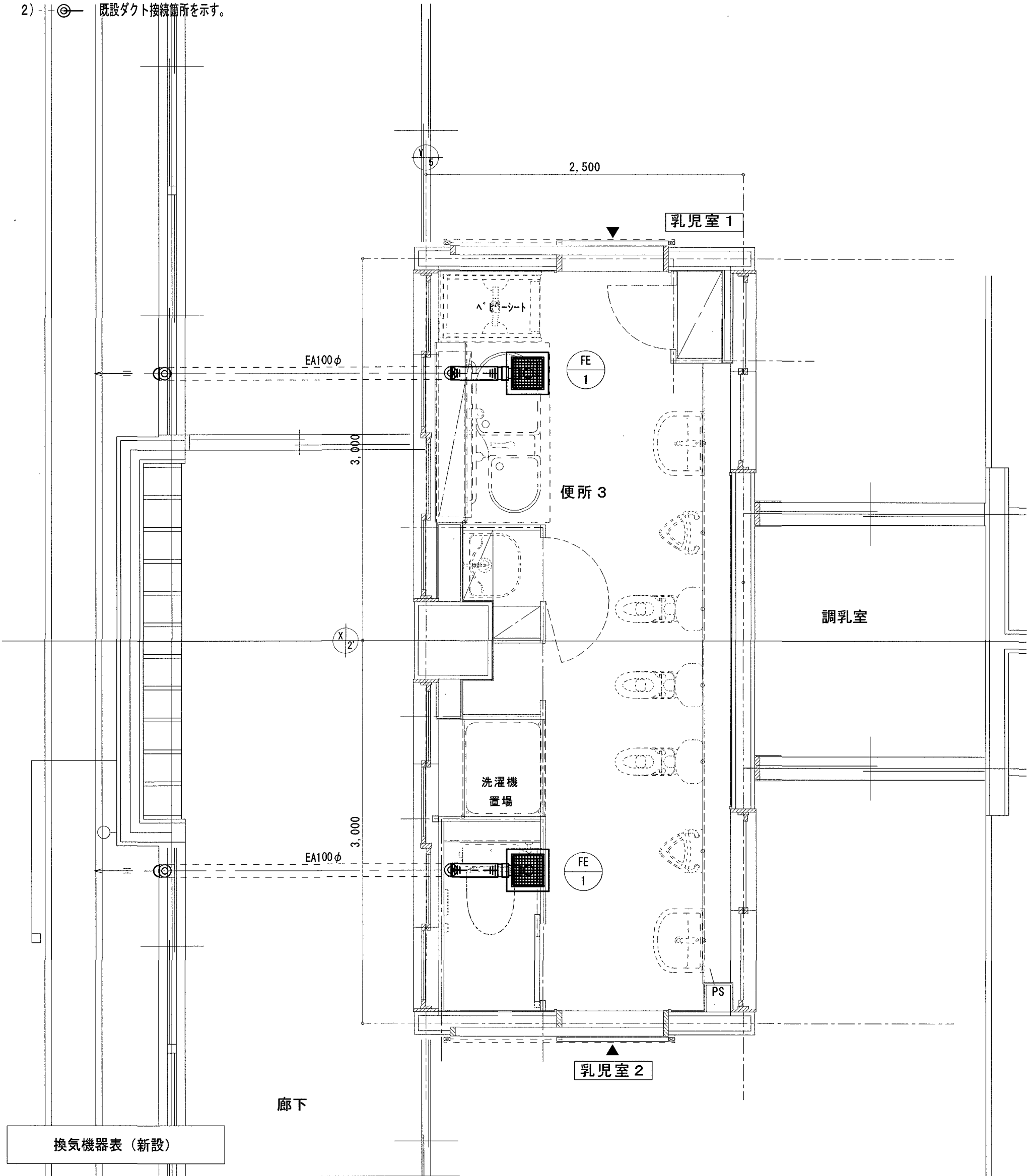
- <撤去特記事項>
- 1) 〰〰〰〰 機器及びダクト・部材は撤去処分する。



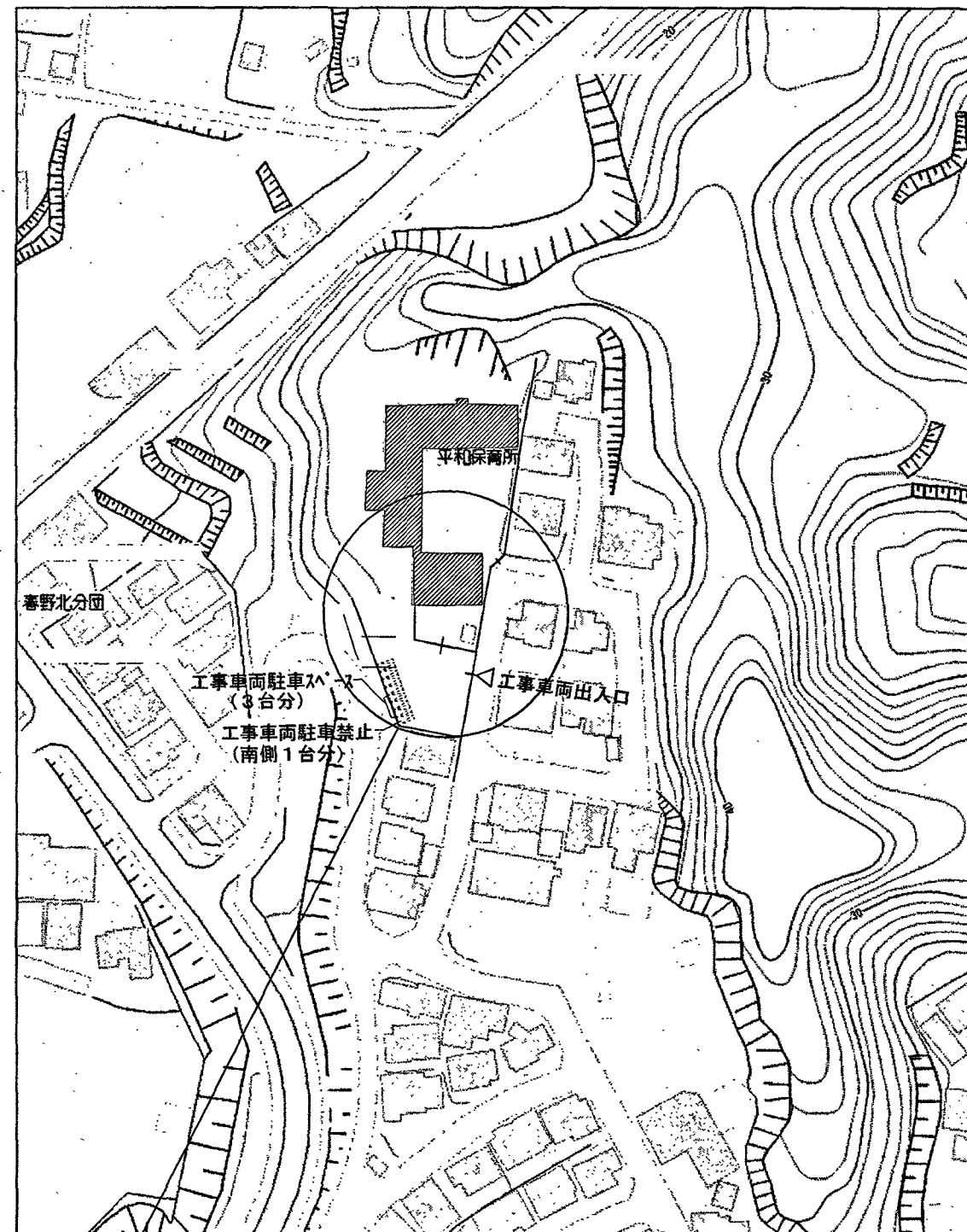
機器記号	機器名称	機 器 仕 様	電源 φ-V	消費電力 W	数量	備考 〔参考品番〕
FE-1	天井埋込形換気扇	φ 100 × 180 m3/h	1-100	-	2	[-]
		SUS製深型7-F 100φ (覆い付・ガラリ・防鳥網付・指定色焼付塗装共)				[-]

改修後

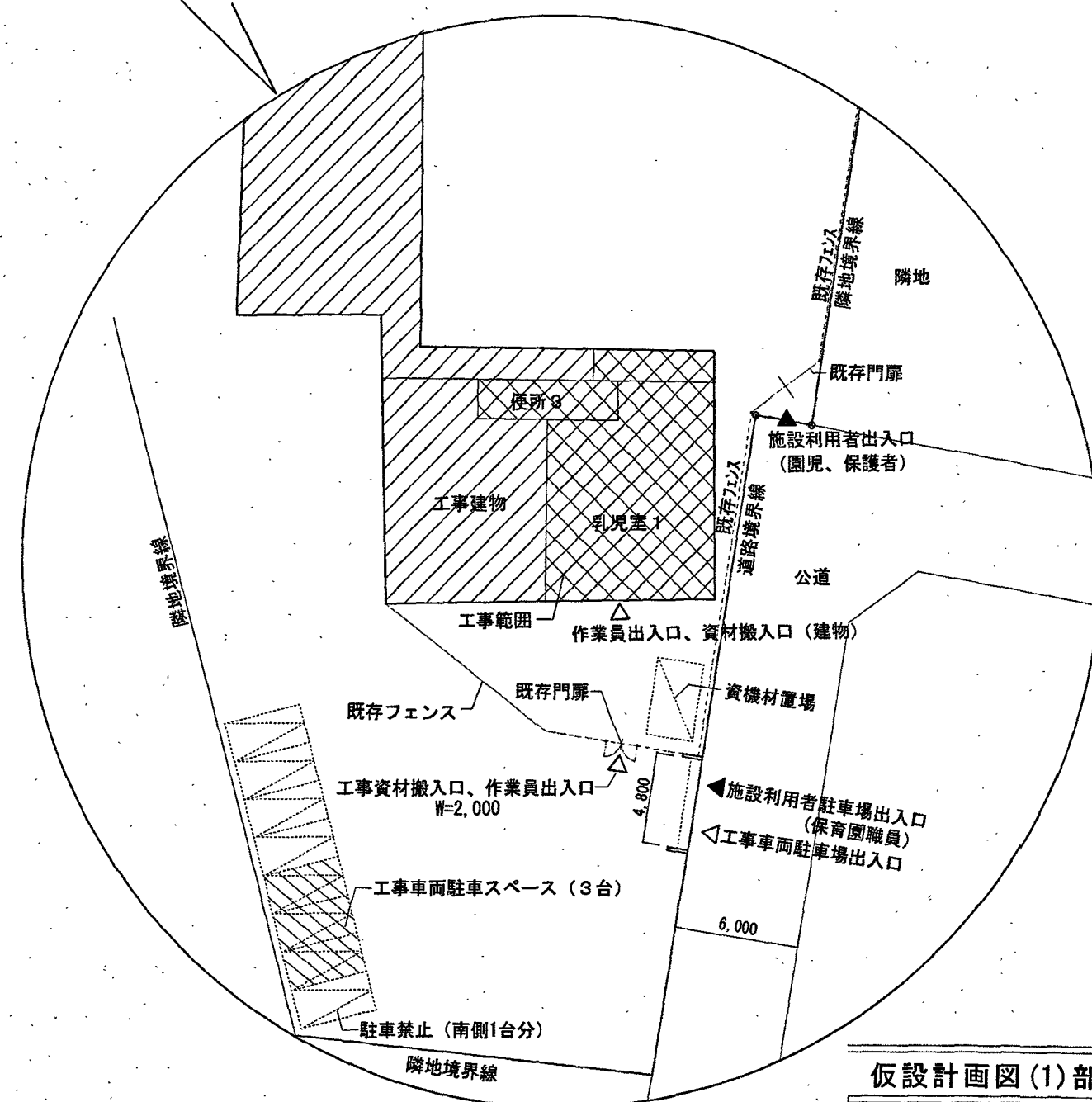
- <改修特記事項>
- 1) 実線の機器及びダクト・部材は新設する。
- 2) 〇〇 既設ダクト接続箇所を示す。



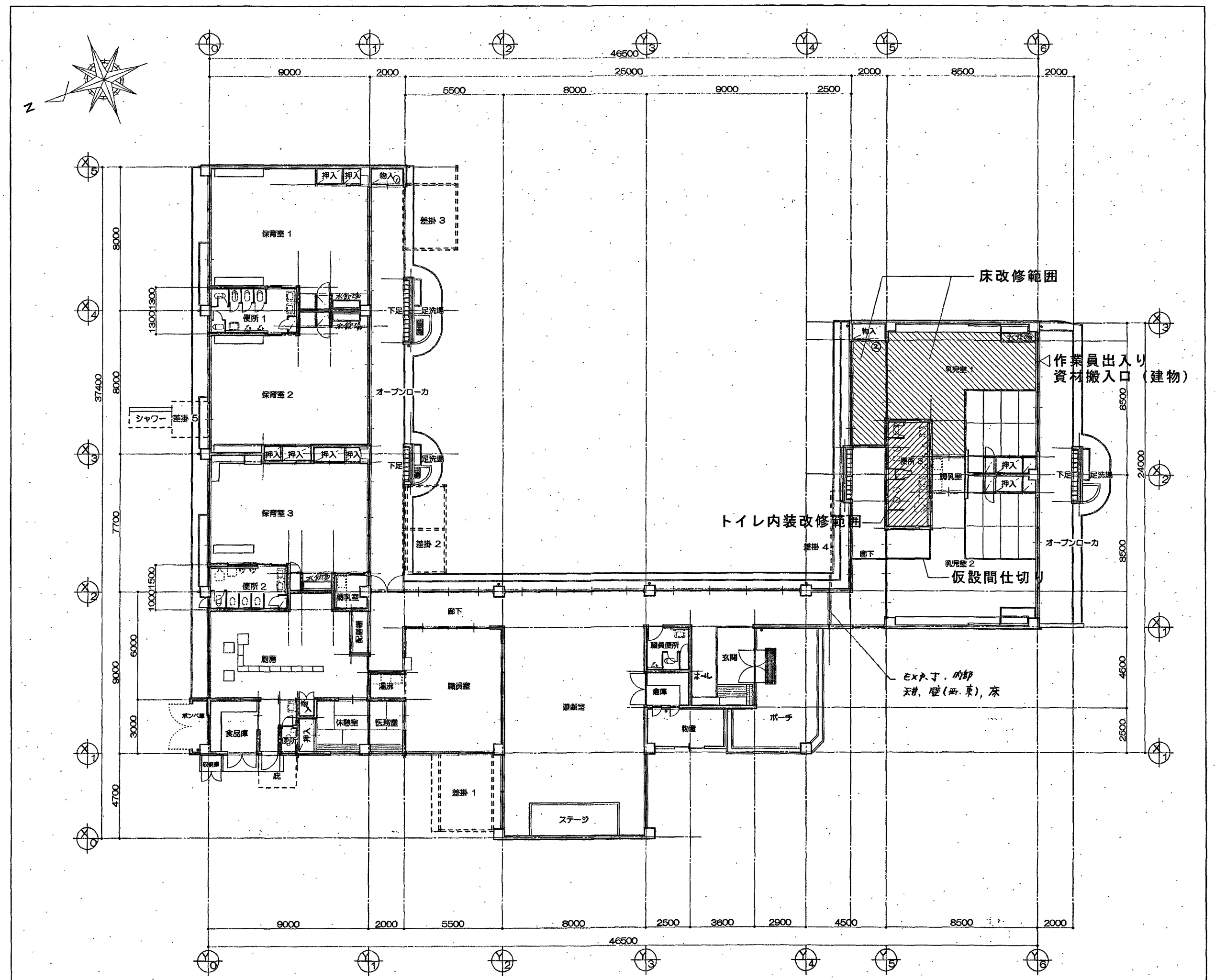
機器記号	機器名称	機 器 仕 様	電源 φ-V	消費電力 W	数量	備考 〔参考品番〕
FE-1	天井埋込形換気扇	φ 100 × 180 m3/h × 20 Pa	1-100	23.0	2	[VD-15ZP14]
		SUS製深型7-F 100φ (覆い付・ガラリ・防鳥網付・指定色焼付塗装共)				[AT-100FWS5]



配置図兼仮設計画図(1) scale:1/2000



仮設計画図(1)部分拡大図 scale:1/400



仮設計画図(2) scale:1/200

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
鈴木	菅岡	豊田	松本

PROJECT NAME		DATE	2026.08.30	NO.	A-08
春野平和保育園乳児用トイレ等改修工事					
TITLE		SCALE	1/2000・1/400・1/200		
配置図兼仮設計画図					
一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 一級建築士 大臣登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオN 〒780-0801 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 088-825-0160		STUDIO NEUNG	